

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 氏名      | 中山 研一<br>なか やま けん いち |
| 学位の種類   | 法学博士                 |
| 学位記番号   | 論法博第19号              |
| 学位授与の日付 | 昭和43年7月23日           |
| 学位授与の要件 | 学位規則第5条第2項該当         |
| 学位論文題目  | 因果関係                 |

## — 社会主義刑法を中心として —

論文調査委員 (主査) 教授 平場 安治 教授 於保不二雄 教授 加藤 新平

## 論文内容の要旨

この論文は、社会主義刑法における因果関係論の現状を紹介し且つ分析した上で、それを資料としながら、わが国従来の因果関係論に批判的にアプローチして、その問題性を明らかにするものである。

全七章からなり、その第一章は、「序説—因果関係論の反省」と題して、わが国における因果関係論の状況を簡潔に画いてみせる。即ち、通説として固定しているのは、相当因果関係論のなかの折衷説であり、体系的には構成要件該当性の問題とするものである。これに対し著者は注目すべき二つの新しい傾向として、目的行為論の抬頭と客観的相当因果関係論の復活の試みをあげている。しかし、その外、英米法が未だ採り上げられない分野であるがこの問題につき重要であると同様の意味で、ソビエトをはじめとする社会主義諸国の因果関係論が重要であることを指摘して、第二章以下の序としているのである。

第二章は、「ブルジョア因果関係論に対するソビエトの批判」として、基本的にはソ連邦の刑法学者ツェレチュリの著作をもととして批判論の内容を明らかにしている。そして先ず、一般的情况として、ブルジョア因果関係論の多様性と哲学的因果性からの離反をあげ、次にブルジョア因果関係論の二大思潮である等価説（条件説）と相当因果関係説に批判が向けられる。そして前者は哲学的に経験的不可知論に根拠を置くこと及び条件関係のあるものをすべて等価値とみることによる適用上の不都合により批判され、後者は、その発生社会経済的基礎、その存在と価値を分離する方法的誤謬、相当性判断の不定性の故に批判せられる。その他、条件不等価理論（原因説）、英米的「近接した原因」の理論、不作為の因果関係論が批判される。

第三章は、ソビエト刑法における因果関係論に当てられる。ここでは、当然のことながら、唯物弁証法の哲学的因果関係論が共通の根拠になっている。即ち因果関係は、人間の認識形式としてではなく、客観的存在として把握される。ただ、事物間の時間的継起一般を以て因果関係は充分であるとせず、そこに因果関係を認められる場合と認められない場合を区別する点で意見が分れる。このような立場から、通説である必然的関連と偶然的関連を区別する理論及びその批判として出た因果性の程度の理論、具体的可能性

説、直接的原因説を紹介し、更に条件説の存在することをも紹介し、また不作為の因果関係についても賛否両論のあること及び判例を紹介する。結局著者は、1. 因果関係が客観的存在の形式として捉えられること 2. 条件の等価性を認めず、不等価説が主流であること 3. しかし、一方では条件説に立ち危険性や責任で修正する立場、更には主観的ないし規範的要素が因果関係の範囲に影響を及ぼすことを認める立場も一部に存在することを認めて要約とする。

本論文の重点は以上の第二章及び第三章にあると見るべきであるが、著者は、更にソビエト刑法との比較において、第四章 チェコスロバキア刑法、第五章 ブルガリア刑法、第六章 ポーランド刑法における因果関係論を採り上げている。

これらは国により若干の差異はあるが基本的にはソビエト刑法に現われた路線によっている。

第七章は、逆にソビエトの因果関係論に対する西欧の批判として、バンク及びフェルドブルグの批判を紹介している。そして最後に第八章として刑法における因果関係と題し、わが国の状況を中心とした著者自身の見解が述べられている。

### 論文審査の結果の要旨

因果関係の問題は、客観的責任範囲を限定する基礎として、刑法の体系化にとって避けえない根本問題である。ところが、哲学との深い関連性と外国文献の莫大な資料の故に、この問題と正面から取り組んだ大作は稀有に近かった。殊にソビエト法を中心とする社会主義諸国の刑法における因果関係を採り上げたものは皆無であり、現在わが国においてこの問題を充分こなしうる者は著者をおいて見当たらないといっても過言ではない。ことに因果関係が自然科学などでの因果関係と無関係でないとすれば、因果関係の唯物論的研究は、法制を異にするわが刑法学の研究にとっても充分有用であると考えられる。著者はソビエト法の研究者として、ソビエト刑法学の文献をあますところなく参照すると共に欧米圏の諸研究をも参照し、更に西独を中心とする刑法学の充分の参照と理解の上にこの問題の研究を本格的に手掛けたものであって、その学問的業績はきわめて高い。

よって、本論文は法学博士の学位論文として価値あるものと認める。